

加古川市粗大ごみ処理券取扱店募集要項

加古川市では、平成29年10月1日より、家庭から出る粗大ごみの収集について、自宅前で収集する方法(粗大ごみ戸別有料収集制度)になりました。市民の方が、この制度を利用するには、「粗大ごみ収集処理券」(以下、「処理券」という。)を購入し、排出する粗大ごみに貼り付ける必要があります。

この制度の実施に伴い、加古川市が指定する処理券を取扱う店舗又は商店(以下「取扱店」という。)を募集いたします。

取扱店には、事前に市から処理券を取り寄せて、市民に販売していただきます。

1 応募資格

- (1)販売者が常駐する常設の店舗等があり、粗大ごみ処理券の取り扱い及び手数料の収納事務を誠実に行うことができること。
- (2)加古川市の市税を滞納していないこと。

2 処理券の販売

(1)処理券について

取扱店は、次の内容で処理券を取り扱っていただきます。

品 目	販売単位	販売価格	取扱委託料	発注単位
粗大ごみ処理券	1枚	300 円※	1 枚につき30円 (販売価格の10%)	10枚

※処理券を値引き販売することはできません。消費税は内税です。

(2)取扱方式

取扱店での販売に備えて、次の2つの方式から1つを選択した上で、事前に市から処理券を受領していただきます。

(買取方式)

各月ごとに、「市から受領した処理券総額から取扱委託料を差し引いた額」を一括して、指定期日までに納めていただきます。

(詳細は「手数料の納付と業務委託料の支払いについて」参照)

(委託販売方式)

各月ごとに、処理券の販売枚数を報告していただきます。その報告書に基づいた「処理券の販売額から取扱委託料を差し引いた額」を、指定期日までに納めていただきます。

(詳細は「手数料の納付と業務委託料の支払いについて」参照)

3 業務内容

取扱店が行う業務の内容は、次のとおりです。

(1)粗大ごみ処理券販売

購入を希望する市民に、処理券を販売(交付)してください。

(2)手数料(処理券販売金額)の納付

市民に販売した処理券の代金は「粗大ごみ収集手数料」です。

2-(3)取扱方式に定める「買取方式」または「委託販売方式」のどちらの方式も、市が発行する「納付書」により、指定期日までに市の指定金融機関へ納付していただきます。振込手数料は必要ありません。

4 契約期間

契約日から令和7年3月31日まで

ただし、引き続き処理券の取扱を希望される取扱店は、応募資格に問題が無い場合、年度ごとに本契約期間の更新をしていただくことになります。

5 委託金額

処理券1枚につき30円に販売枚数を乗じ、消費税及び地方消費税を加えた額

6 申込方法

「加古川市粗大ごみ収集処理券収納事務委託契約申込書」(様式第1号)及び「加古川市粗大ごみ収集処理券取扱店申込書」(様式第2号)に必要事項を記入し、添付書類を添え、加古川市環境部環境第1課(環境美化センター)まで、郵送又は持参にて提出してください。

7 添付書類

・加古川市市税確認承諾書

(申込者にかかる加古川市税の納付状況について、環境第1課が収税課に確認することを承諾いただく書類)

※複数の店舗について、同一の事業者が申し込みを行う場合は、その事業者について1通のみの提出でかまいません。

8 申込先

郵便番号 675-0019

住 所 加古川市野口町水足1452-1
環境美化センター

加古川市環境部環境第1課

電話番号 079-426-1561(直通)

9 委託契約の締結

申込後、市は応募資格について審査します。資格要件の確認ができ次第、取扱店となっていただく事業者と委託契約を締結します。

10 取扱店の標識(ステッカー)の掲示

委託契約後、取扱店となった店舗に、市の定める標識(ステッカー)を市民の見やすいところに掲示していただきます。

・処理券の発注、納品

(1)発注

取扱店は、在庫の状況等に応じて必要数量を 10 枚単位で「粗大ごみ処理券申込書」(様式第 5 号)により、加古川市環境第 1 課宛てにFAXで発注します。

受注は、毎月第 2, 第 4 金曜日で締め切り、その後 1 週間以内に処理券を納品します。FAXで発注した申込書の原本は、店舗で保管してください。

(2)納品

納品を受けた場合は、納品された処理券の数量を確認の上、「粗大ごみ処理券受領書」(様式第6号)に受領年月日、受領印を記入押印してください。

(3)取扱枚数

取扱枚数は10枚単位です。

※開設当初も10枚を最低取扱枚数とさせていただきます。

・手数料の納付と業務委託料の支払いについて

(買取方式)

市から処理券を受領した月ごとに、納品量に応じた金額を、市が発行する「納付書」により、指定期日までに納付してください。振込手数料は必要ありません。

※取扱委託料(処理券 1 枚につき30円に販売枚数を乗じた金額)と取扱委託料にかかる消費税及び地方消費税を差引いた額

(委託販売方式)

各月ごとに販売枚数を報告いただき、報告書に基づいた金額を、市が発行する「納付書」により、指定期日までに納付してください。振込手数料は必要ありません。

※販売して受け取った金額から取扱委託料(処理券 1 枚につき30円に販売枚数を乗じた金額)と取扱委託料にかかる消費税及び地方消費税を差引いた額

(委託料の支払い)

処理券 1 枚につき30円に販売枚数を乗じた金額を委託料とし、消費税及び地方消費税を加算した額を、処理券買取または販売金額から差し引いて納付いただくことにより、委託料の支払いに替えさせていただきます。

・処理券販売金額の納付と取扱委託料の計算例

(買取方式の例)

処理券 100 枚を買取した場合
300 円×100 枚(買取枚数) = 30,000 円
30円(処理券 1 枚当たりの委託料)×100 枚×1.10(消費税)
= 3,300 円(委託料)
30,000 円 - 3,300 円 = 26,700 円(納付額)

(委託販売方式の場合)

当月に処理券 11枚を販売した場合
300 円×11枚(販売枚数) = 3,300 円(販売額)
30円(処理券 1 枚当たりの委託料)×11枚×1.10(消費税)
= 363 円(1 円未満切り捨て)(委託料)
3,300 円 - 363 円 = 2,937 円(当月納付額)

・処理券販売についての留意点

- ① 処理券は、1 枚単位の販売になります。1 枚 300 円(消費税は内税)です。
- ② 領収書の発行を求められたときは、貴店の領収書をご利用して発行してください。
- ③ 処理券は金券ではありませんが、再発行はできません。
- ④ 処理券の割引はできません。
- ⑤ 取扱時間は、店舗ごとの営業時間内とします。

・取扱店の廃止等

事情により取扱店の取り消し、又は取り扱いを廃止する場合は、「加古川市粗大ごみ処理券取扱店廃止届」(様式第 9 号)を提出してください。委託販売方式の場合は、納品数量、在庫数量を確認し、在庫数量を引取りします。買取方式の場合は、払い戻し(清算)はできません。

・加古川市粗大ごみ処理手数料収納事務委託に関する要綱、契約書、仕様書の内容について熟知してください。

【問合せ先】加古川市野口町水足 1452-1
加古川市環境部環境第1課
電話 079-426-1561(直通)